



春の火災予防運動

4月20日～4月30日



この運動は火事が発生しやすい時季を迎え、地域住民の火災予防の意識向上と火事の発生を防止し、高齢者を中心とした負傷者の減少を目的として毎年実施しています。

また、その一環として住宅用火災警報器の設置を呼びかけ普及促進を目指しています。これからもより一層の火の用心をお願いします。



悪質訪問販売・点検にご注意！



消防のほうから
住宅用火災警報器の
点検に来ました

後志管内であった事例

消防から来たと言乗る男1名と電力会社を名乗る男2名が、住宅用火災警報器の確認とブレーカー交換のためと家に上がり込み、点検をする振りをしながら家人のすきを見て、家に置いてあった現金が盗まれる事件が発生しています。

消防、電力・ガス会社等を名乗る者が来たら、身分証の確認をして下さい。

怪しいと感じたら、すぐ警察に通報を！！



消防職員がお金を請求することは一切ありません

火事・救急・救助 119番
お問い合わせ 消防署京極支署 42-2303番

保険料率が変わります!!

後期高齢者医療制度

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。

均等割 (加入者が等しく負担)	平成20・21年度(年間) 43,143円	▶	平成22・23年度(年間) 44,192円 【1,049円増】
所得割 (加入者の所得に応じて負担)	平成20・21年度 9.63%	▶	平成22・23年度 10.28% 【0.65ポイント増】

●保険料の計算方法（平成22年度）

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成21年中の所得－33万円)× 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て) (限度額50万円)
---	---	---	---	--

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、6月以降に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

●保険料の軽減について

①均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。

軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。

加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度 均等割額	比較
	軽減割合	均等割額		
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ・単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

②所得割の軽減 ～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

*軽減判定 ⇒ 180万円－120万円(公的年金等控除)－33万円(基礎控除)＝27万円(軽減に該当)

*所得割 ⇒ 27万円×10.28%×5割＝13,878円(年間保険料のうち所得割額分)

③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは・・・

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

■「医療費通知」について

・加入者（被保険者）の皆様健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

・平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知を、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合より送付しています。

・医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかられた一覧です。

・医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがありますが、ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合またはお住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
京極町役場住民福祉課保険医療係

☎ 011-290-5601
☎ 42-2111